

長門市立仙崎小学校いじめ防止基本方針

平成26年4月1日策定
令和4年4月8日改定
令和5年4月8日改定
令和6年3月6日改定
令和7年3月26日改定
令和8年3月6日改定

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、絶対に許されない行為である。

本校においても「いじめはどの子にも、どの学校にも起こりうる」という認識の下、これまで推進してきた「未然防止」「早期発見」「早期対応」の取組の視点に「重大事態への対応」を加え、取組の更なる充実を図る必要がある。また、地域との協働やいじめ対策委員会を中核とする組織的対応、外部専門家や関係機関との連携を一層強化することにより、本校におけるいじめ防止等の対策が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう、「いじめ防止対策推進法」(以下「法」という。)の趣旨を踏まえ、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「山口県いじめ防止基本方針」「長門市いじめの防止等のための基本的な方針」を参酌して「長門市立仙崎小学校いじめ防止基本方針」を定める。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめとは

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」(法第2条)とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策委員会を中心となり、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

特に、いじめには、多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにする。(例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。)

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

	いじめの態様	具体例
①	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	・身体や動作について不快なことを言われる ・存在を否定される ・嫌なあだ名をつけられ、しつこく呼ばれる
②	仲間はずれ、集団による無視をされる	・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる ・遊びやチームに入れない ・席を離される
③	軽く(ひどく)ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	・身体をこづかれたり、触って知らないふりをされたりする ・殴られ、蹴られるのが繰り返される ・遊びと称して対象の子が技をかけられる
④	金品をたかられたり、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	・脅かされ、お金を取られる ・靴を隠されたり、画鋲やガムを入れられたりする ・写真や鞆等を傷つけられる
⑤	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	・万引きやかつあげを強要される ・大勢の前で衣服を脱がされる

		・教師や大人に暴言を吐かされる
⑥	パソコンや携帯電話などで誹謗中傷や嫌なことをされる。	・パソコンや携帯電話での掲示板、ブログに恥ずかしい情報を載せられる ・いたずらや脅迫のメールが送られる ・SNSのグループから故意に外される
⑦	セクシャルハラスメントをされる。	・スカートをめくられる、卑猥なことを言われる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、いじめた児童への教育的な配慮やいじめられた児童の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報し、連携した対応をとる。

2 いじめの防止等に係る基本的考え方

(1) いじめの防止

児童等は、いじめを行ってはならない。(法第4条)

いじめを根絶するためには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、未然防止の観点から、すべての児童を対象とした人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進し、家庭や地域、関係機関等との連携・協働の下、豊かな人間性、確かな学力等の生きる力を育む教育活動を行う。

(2) いじめの早期発見・早期対応

いじめは構造的に見えにくい一面があることから、児童生徒の些細な変容について、関わるすべての教職員が状況等を共有し、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもち、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、早期のいじめの認知に努める。

いじめを認知した場合は、迅速かつ適切、丁寧な指導・支援を行い、児童生徒にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、必要に応じ、関係機関や専門家等と連携しながら、いじめが確実に解決されるまで、組織による粘り強い対応を行い、また、解決後もきめ細かく見守りを行う。

いじめの発見・通報を受けた場合には、担任が一人で事案を抱え込むことなく、学校として情報の共有を基に、いじめ対策委員会を中核として、全校体制でいじめの解決に向けて取り組む。

(3) 家庭や地域との連携

児童を見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもとしっかりと関わり、悩みや相談を受け止めるなどの体制を構築するため、相談窓口等の周知、PTAや学校運営協議会委員等と積極的に協働を図る。

(4) 関係機関等との連携

いじめの問題の対応においては、関係の児童生徒・保護者間での解決を図るだけでなく、事案によっては、関係機関等と速やかに適切な連携を図る。

平素から、警察、児童相談所、地方法務局、市教委等と定期的に連絡・協議する機会を設けるなど、情報共有体制の更なる充実に努める。

II いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する事項

(1) いじめの防止等のための組織

本校におけるいじめ防止等の対策を計画的・組織的に行うため、取組を統括する組織として、「いじ

め対策委員会」を置き、既存の「生徒指導部会」を実働的な組織として活用する。これらの組織は各取組に対し、評価・検証等を行い、恒常的に改善を図る。

ア 名称 いじめ対策委員会

① 役割

- ◇ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ◇ いじめの相談・通報の窓口
- ◇ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

② 構成

管理職、教務主任、保護者代表、学校運営委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、生徒指導担当教員

③ 活動内容

年間2回の全委員による会議、学期ごとの校内委員による取組状況検討会議、事案の発生時に必要に応じた委員による緊急会議等

- ※ 全教職員が1回は参加するようにする。
- ※ 必要に応じ、外部専門家と連携・協働する体制を構築する。

イ 名称 生徒指導部会

① 役割

- ◇ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有
- ◇ いじめの疑いに係る情報があつた時の緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、関係児童への生徒指導等
- ◇ 学校行事、校内研修等の企画・実施
- ◇ アンケート調査の実施・結果の分析・対策の検討

② 構成

生徒指導主任、生徒指導部教員、養護教諭

- ※ 必要に応じ、教育相談担当、学年主任、当該学級担任等を加える。

③ 活動内容

毎週の定例会議、事案発生時に緊急会議等

ウ 名称 情報交換会

① 役割

- ◇ 気になる児童に関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集、記録、共有

② 構成

全職員

③ 活動内容

毎週金曜日の放課後

(2) 人権が尊重された学校づくり

いじめは、著しく人権を侵害する行為につながるおそれがあり、未然防止に努めることが大切である。互いの人格を尊重した態度や言動ができるよう、組織的・計画的に人権教育に取り組む。

(3) 豊かな心を育む教育の推進

- ・ 児童の一人ひとりの夢の実現に向けて、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」の核となる豊かな人間性を育むため、教育活動全体を通して、「みずぶさんのまなざしと感性」を基調とした心の教育を充実させる。
- ・ いじめの未然防止に向け、児童の規範意識を醸成するため、「きまり」「節度」「礼儀」を重視した小中学校一貫の取組を具体的に行う。

- ・ 社会貢献の在り方, 自他の権利の尊重, 人としての暮らし方やふるまい方等を学ぶため, 地域と連携した活動を充実する。

2 いじめの防止等のために実施する具体的な取組

本校におけるいじめ防止等の取組が体系的・計画的かつ具体的に行われるよう, 「年間計画」により, 「いじめ対策委員会」を中核とする「未然防止」「早期発見」「早期対応」に向けた実効的な対策を行う。

未然防止 (いじめの予防)

(1) 生徒指導・教育相談体制の充実・強化

- ・ 教職員の資質能力の向上に向け, スクールカウンセラー等と連携しながら, 積極的に事例研究や教育相談等のいじめ防止等に向けた校内教職員研修を開催する。
- ・ すべての児童生徒の能力を最大限に発揮できるよう, 開発的な援助を行う教育相談体制の充実に一層努めるとともに, 児童理解に努める。
- ・ 小中学校の切れ目のない支援体制を構築するため, みすゞ学園内の連携を促進し, 学校相互の情報共有に努めるとともに, 一貫したいじめの防止等の対策に取り組む。

(2) 教育活動全体を通じた取組

- ・ 児童一人ひとりが認められ, お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・ 教師は, 全ての子どもたちが授業に参加でき, 「分かった」「できた」と実感できる授業を心掛ける。
- ・ 「考え, 議論する」ことを重視した道徳教育を推進するとともに, 適切な資料を選定し, 児童の心に響く道徳の時間になるように工夫・改善を図る。
- ・ 児童が, 他者との協力の大切さを感じ, 成し遂げる喜びを体験していくことができるよう, 学級活動をはじめ, 学校行事, 児童会活動, ふるさと活動等において, 内容・方法等を工夫改善する。また, いじめの防止・解決に向けた児童の主体的な取組を支援する。
- ・ 縦割り班やすこやか班掃除など異学年での交流体験を通して, 異年齢での違いを感じ, 弱い人を助ける思いやりの行動の必要性を感じ取らせる。
- ・ 発達段階に応じて情報モラル教育を計画的に実施するとともに, 家庭内においてメディアに関するルール作り等について保護者への啓発を行う。

(3) 家庭・地域との連携

- ・ いじめを解決していくためには, 保護者との緊密な連携が必要であるため, 日頃から信頼関係づくりに努める。
- ・ コミュニティ・スクールや地域協育ネットをいじめ問題対策の点からも推し進める。PTA, 学校運営協議会委員, 青少年健全育成協議会等の関係団体や警察等の関係機関と協議する機会を設け, いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。
- ・ 児童の校外生活について, 日頃から地域の相談窓口や関係機関とも連携を図り, 学校を中心とした地域の情報ネットワークの充実・強化に努める。
- ・ いじめ防止等のための取組について学校評価による評価・検証・改善に努める。

早期発見 (把握しにくいいじめの発見)

(1) 校内指導體制の確立

- ・ 「背景にいじめがあるのではないか」という意識を常にもちながら, 保護者と緊密に連携し, 定期アンケート, 各学期の個人面談に取り組むとともに, 担任・学年主任を中心に全教職員で**日常から情報共有を行うことで, 多様な視点できめ細かく児童を見守る体制をつくる。**
- ・ 毎週の学校生活アンケートを通して子どもの様子を把握し, 適宜相談に応じる。またアンケート結果のみならず, その週の児童の様子で気になることや児童間トラブルなどを簡潔にまとめ児童ファイルに蓄積する。全クラスの様子は学年主任, 生徒指導主任, 教務主任, 管理職が共有しておく。
- ・ 「みすゞさんポスト」を設置し, いつでも子どもたちが相談できる体制を整える。

- ・ 毎週金曜日の放課後に児童理解の会をもち、気になる児童を共有する。
 - ・ 開かれた保健室・相談しやすい教育相談室づくりの取組、教育相談箱の設置等により、様々な手段で児童の不安や悩みをしっかりと受け止める。
- (2) 教職員研修の充実
- ・ 専門的知識に基づいたいじめ防止対策がとれるよう教職員研修を実施する。
- (3) 家庭・地域との連携
- ・ 学校に寄せられる保護者や地域からの意見を課題把握に生かし、共に考え、児童生徒のためにいじめを解決していく姿勢を明確に示す。

早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

- (1) 早期対応のための本校の体制
- ・ いじめを認知した場合は、担当教職員が抱え込むことなく、速やかに情報の共有と事実関係（時・場所・人・態様等）の調査を行い、客観的な事実を基に、保護者と緊密に連携し、いじめ対策委員会を中核として、全校体制で解決に向けて取り組む。
- (2) いじめへの対応
- ・ いじめられている児童を守り抜くとともに、いじている児童に対しては、懲戒も含め毅然とした姿勢で対応する。
 - ・ 学校内にいじめは許されないという雰囲気づくりに努めるとともに、周りではやしたてる児童や、見て見ぬふりをする児童に対しても、いじめを制止するか、あるいは教職員に相談するよう指導する。
 - ・ いじめられている児童の心のケア、いじている児童の内省を促す支援等、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関との連携を図る。
 - ・ インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しても、いじめを受けた児童からの申し出を受け、迅速に対応する。
 - ・ いじめられている児童の保護者との面談の時間を速やかに設定し、教職員が保護者と一緒に考え、児童のためにいじめを解決していく。
 - ・ いじている児童の保護者へは、「いじめは人間として、絶対に許されない」との認識の下、いじめの解消に向け取り組むことを伝えるとともに、児童のよりよい成長のために協力を依頼する。
- (3) 地域・関係機関との連携
- ・ 日頃から開かれた学校づくりに努め、いじめの解決に当たっては、地域の積極的な協力を得る。
 - ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、山口県学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」における基準（平成28年4月施行）に基づき、教育的配慮を行いながら、警察と連携した対応を図る。

3 重大事態への対応

【重大事態とは】

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
 - いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合は学校又は市教委の判断で重大事態と認識する。）（法第28条）
- ※ 児童生徒やその保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、学校は重大事態が発生したものとして真摯に対応する。

いじめの根絶に向けた未然防止の取組が重要であるが、暴力行為や不登校がいじめによる重大事態に当たるか否かを、いじめ対策委員会において判断するとともに、速やかに市教委に報告し、指導助言を得ながら、前掲「早期対応」と同様、いじめられている児童の心身の安全の確保を最優先に、いじめの解決に向けた取組を行う。

また、外部専門家等とも連携しながら、いじめ対策委員会を母体に調査委員会を設置し、迅速・的確かつ組織的に対応する。

なお、市教委が設置する専門家等の第三者からなる「いじめ問題調査委員会」による調査を行う場合もある。

Ⅲ 家庭・地域・関係機関との連携

いじめの問題の解決に向けては、家庭・地域との緊密な連携・協働が重要であり、学校を家庭・地域に開かれたものにしていくため、学校運営協議会内に「いじめ対策部会」を設置するとともに、青少年健全育成協議会等の地域の関係団体にも協力を依頼し、学校基本方針の共通理解を図りながら、地域ぐるみで情報交換の促進、連携の強化等に努める。

また、児童・保護者の不安や悩み等を受け止めるとともに、地域とも協働を図るため、本校の相談窓口や関係機関等の相談窓口の周知を図り、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門的な相談にも対応できる体制を整備する。

1 本校の相談窓口

長門市立仙崎小学校 代 表 0 8 3 7 - 2 6 - 0 4 1 4

相談メール senzaki-e@nagatoedu.jp (担当：生徒指導主任)

2 関係機関等の相談窓口

【長門市教育委員会】	いじめ相談電話	22-3515
【長門市教育支援センター】		22-3542
【山口地方法務局】	こどもの人権110番	0120-007-110
【山口県警本部】	サイバー犯罪対策室	083-922-8983
	ヤングテレホン・やまぐち	0120-49-5150
【教育庁教育政策課】	山口県教育庁行政相談室	083-933-4531
【やまぐち総合教育支援センター】		
	ふれあい総合テレホン	083-987-1240
	ファックス相談	083-987-1258
	メール相談	soudan@center.ysn21.jp
	24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310

3 いじめについての対応フローチャート

いじめを発見・訴えを聞いた場合の対応の流れ

直接目撃した
(暴力行為・ひどいからかい・言葉の暴力など)

通報・相談を受けた
(本人・他の児童・保護者などから)

その場で制止・指導
軽視・放置せずに必ず指導を入れる

真摯に傾聴
軽視・後回しにせずに情報を収集

即日に生徒指導主任（集約担当）に報告

管理職（校長・教頭）に現在の状況を伝え、いじめへの対応を検討

いじめ等対策委員会参加者（外部）
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
※場合によっては民生委員、少年安全サポーターなど

一両日中に「いじめ等対策委員会」などを開催し、関係事案を迅速・正確に報告

いじめ等対策委員会参加者（校内）
校長・教頭・教務・生徒指導・該当学年担任および学年主任（場合によっては隣学年主任）・教育相談担当・養護教諭

公正・中立性の確保，プライバシーへの配慮

いじめの訴えがあったら、いじめと認知し、対応する。（真摯に対応することが大切）

関係児童に関する情報収集（当該児童の在籍している学級・それ以外で関わっている学級・委員会活動・クラブ活動など）

情報共有

対応策・協議検討・決定

関係児童などへの事情聴取

（加害児童が認めない場合、証拠収集（現場目撃なども含む）への協力依頼）

いじめの有無の確認・今後の対応を検討

- ・被害・加害児童の保護者への連絡・家庭訪問（担任・生徒指導）
- ・被害者児童の安全確保・心のケア（養護教諭・SC）
- ・加害児童への指導・別室指導等の措置（学年主任・生徒指導主任・教務主任・SC）
- ・観衆、傍聴者への指導（学年主任・生徒指導主任）
- ・状況に応じた謝罪などの場の設定（教頭）
- ・客観的な事実（聞き取りの内容等）を、時系列で記録（学級担任）

継続指導・経過観察・定期的な個別面談

再発防止策を講じる・未然防止に努める

4 いじめ対策年間計画

月	いじめ対策委員会	学校行事等	保護者との連携	外部との連携
4	全教職員共通理解 (年度方針・計画作成) 児童理解の会(校内支援 委員会)	入学式 すこやか班(縦割り班)編成	学校いじめ防止基本方針 の通知 PTA 役員会 PTA 総会	担当者確認(警察等関係 機関) みずぶ学園連携推進委員会 小中合同学校運営協議 会
5	市教育支援委員会	すこやか班顔合わせ すこやか班掃除 1年生を迎える会 運動会 なかよし遠足	家庭訪問 PTA 役員会 みずぶ環境整備作業 運動会	生徒指導主任会 地域CS 担当者等合同会議 地域協育ネット研修会 幼保小連携推進協議会 地域研修会
6	SC 授業(4~6年)	定期教育相談①(全学年) 宿泊学習(5年) 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。」教室 (6年) あいさつこだまキャンペーン	PTA 全体委員会 引き渡し訓練 いじめアンケート 保護者アンケート 学校評価アンケート	萩地区地域 CO 研修会 みずぶ学園第1回研修会 あいさつこだま運動
7	生徒指導上の課題集約① (アンケート結果集約・情 報共有)	終業式 地区児童会	期末懇談会 地区児童会	第1回長門市学警連兼い じめ問題対策連絡協議 会 花火大会巡視(学警連) 生徒指導主任会
8	校内研修 校内研修 (特別支援教育) スクリーニング検査研修会 市幼保連携推進協議会	全校登校日 サマースクール		通・仙崎みずぶ学園合同 学校運営協議会 通学路安全対策推進会議
9	児童理解の会 県学校地域人権指導者研 修会 いじめ対策委員会(4~6 年 SC 来校)	始業式 修学旅行(6年)	PTA 役員会	仙崎地区敬老会 5歳児相談会
10	いじめ防止・根絶キャンペーン いじめ防止・根絶に向けた 取組状況の点検 校内教育支援委員会 いじめ対策委員会(1~3 年 SC 来校)	みずぶさん・さん交流集会 定期教育相談②(全学年) 通・仙崎陸上記録会 集団下校 人権教育参観日	いじめ防止・根絶キャンペーン いじめアンケート 保護者アンケート	あいさつこだま運動
11	市教育支援委員会	みずぶまつり みずぶマラソン大会 あいさつこだまキャンペーン	PTA バザー みずぶマラソン大会 PTA 役員会	通・仙崎みずぶ学園合同 研修会
12	生徒指導上の課題集約② (アンケート結果集約・情 報共有)	終業式 年末年始の全国安全交通運動	期末懇談会 学校評価アンケート	第2回長門市学警連兼い じめ問題対策連絡協議 会
1	市教育支援委員会	始業式		
2	生徒指導上の課題集約③ (アンケート結果集約・情 報共有) SC授業(6年)	定期教育相談③(全学年) 地区児童会, 集団下校 10歳の集い(4年) 卒業プロジェクト(6年) 新入児仮入学 仙中オープンキャンパス(6年)	PTA役員会 いじめアンケート 保護者アンケート 学級う懇談会 地区児童会	小中合同学校運営協議 会
3	児童理解の会(引継ぎ)	6年生を送る会 卒業証書授与式 修了式	PTA 新旧理事会	

IV 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

(1) 公表

- ・学校だより、ホームページ等で、学校いじめ防止基本方針を公表する。

(2) 学校評価等

- ・年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- ・年度ごとにいじめ問題への取組を保護者、児童、教職員、地域で評価する。

(3) 基本方針の見直し

- ・いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。